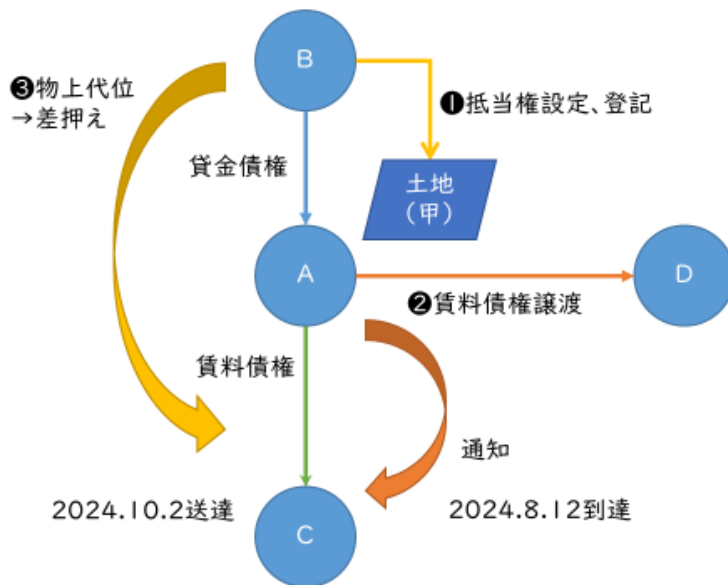


事実関係図



ステップアップについて

### 1. 動産先取特権に基づく物上代位と債権譲渡の競合

ステップアップの事例では、動産売買の先取特権に基づく物上代位権の行使としての「差押え」がされる前に、目的債権について債権譲渡がされ、第三者対抗要件が具備されている。このような場合にも、最判平成 10・1・30 民集 52 巻 1 号 1 頁が示した考え方が妥当するのだろうか。妥当するとすれば、B は、債権  $\alpha$  について物上代位権を行使することができ、C に対して 90 万円の支払を求めることができることになりそうである。

もっとも、判例は、「動産売買の先取特権者は、物上代位の目的債権が譲渡され、第三者に対する対抗要件が備えられた後においては、目的債権を差し押さえて物上代位権を行使することはできないものと解するのが相当である」とした（最判平成 17・2・22 民集 59 巻 2 号 314 頁。以下、「平成 17 年判決」という）。「304 条 1 項ただし書……の規定は、抵当権とは異なり公示方法が存在しない動産売買の先取特権については、物上代位の目的債権の譲受人等の第三者の利益を保護する趣旨を含むものというべき」だからである。

### 2. 補論：動産先取特権に基づく物上代位と一般債権者による差押えの競合

平成 17 年判決によれば、動産先取特権者と目的債権の譲受人との優劣は、物上代位権の行使としての差押えと債権譲渡の第三者対抗要件の先後によって決せられることになる。もっとも、ここで注意しなければならないのは、このことは、動産先取特権者による物上代位権の行使としての差押えに競合債権者に対する対抗要件としての機能を認めることを意味するものではないということ

である(角紀代恵『はじめての担保物権法〔第2版〕』〔有斐閣、2021年〕161頁以下参照)。

たとえば、ステップアップの問題において、Aの一般債権者Eが、Bによる債権 $\alpha$ の差押えより前に、債権 $\alpha$ を差し押さえていたとしよう。もし、動産先取特権者による差押えに競合債権者に対する対抗要件としての機能を認めるなら、Bは、差押債権者Eに優先することができないことになりそうである。しかし、判例は、「目的債権について一般債権者が差押又は仮差押の執行をしたにすぎないときは、その後に先取特権者が目的債権に対し物上代位権を行使することを妨げられるものではないと解すべきである」としている(最判昭和60・7・19民集39巻5号1326頁)。